

改正案内人がサポートします

新・制度改正《NAVI》



～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

今回は、毎年10月に見直しされる最低賃金額についてご案内いたします。

(平成28年10月1日以降順次発効)

(最低賃金法)

見直しのポイント

10月から最低賃金額がアップします！！

～地域別最低賃金では、全国平均で約23円アップ～

最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者（事業主）が労働者に支払うべき最低の賃金額を保障する制度です。

そのため、使用者（事業主）と労働者の間で、最低賃金を下回る労働契約をしても無効とされ、最低賃金額との差額を支払う義務が使用者（事業主）に発生します。

また、最低賃金額以上の賃金を支払わないときは、場合によっては罰則（50万円以下の罰金）が適用される可能性があります。

最低賃金の種類は、2種類あります。

1つは、都道府県ごとに定められた地域別最低賃金があり、もう1つは、特定の産業別に定められた特定（産業別）最低賃金があります。

地域別・特定（産業別）の双方が適用される場合は、金額の高い方が基準となります。

石川	757	735	22円	平成28年10月1日
福井	754	732	22円	平成28年10月1日
山梨	759	737	22円	平成28年10月1日
長野	770	746	24円	平成28年10月1日
岐阜	776	754	22円	平成28年10月1日
静岡	807	783	24円	平成28年10月5日
愛知	845	820	25円	平成28年10月1日
三重	795	771	24円	平成28年10月1日
滋賀	788	764	24円	平成28年10月6日
京都	831	807	24円	平成28年10月2日
大阪	883	858	25円	平成28年10月1日
兵庫	819	794	25円	平成28年10月1日
奈良	762	740	22円	平成28年10月6日
和歌山	753	731	22円	平成28年10月1日
鳥取	715	693	22円	平成28年10月12日
島根	718	696	22円	平成28年10月1日
岡山	757	735	22円	平成28年10月1日
広島	793	769	24円	平成28年10月1日
山口	753	731	22円	平成28年10月1日
徳島	716	695	21円	平成28年10月1日
香川	742	719	23円	平成28年10月1日
愛媛	717	696	21円	平成28年10月1日
高知	715	693	22円	平成28年10月16日
福岡	765	743	22円	平成28年10月1日
佐賀	715	694	21円	平成28年10月2日
長崎	715	694	21円	平成28年10月6日
熊本	715	694	21円	平成28年10月1日
大分	715	694	21円	平成28年10月1日
宮崎	714	693	21円	平成28年10月1日
鹿児島	715	694	21円	平成28年10月1日
沖縄	714	693	21円	平成28年10月1日
全国平均	766	743	23円	

社労士による無料相談会を随時開催中です!

まずはご連絡ください! 心よりお待ちしております。
TEL: 03-3694-6091
メール: info@yamadasougou.co.jp

